

法學博士 神戶正雄 著

〔經濟學體系〕
第 三 卷

改訂 增補
財 政 學

日本評論社 版

昭和十年九月七日
昭和十年九月十二日
昭和十一年三月二十三日
昭和十一年三月三十日
昭和十二年三月三十日
印刷
發行
版
版
版
版
版

改訂
增補
財政學
奧付
定價
四圓

著者
神戶正雄

發行者
鈴木利貞

印刷者
東京市小石川區久堅町一〇八
君島潔

發行所

株式會社
日本評論社
東京市京橋區京橋三ノ四
電話
京橋六一九一—四
振替
東京一六

序 文

財政學については、私は、多年、種々なる形にて之を公表した。併し財政現象が生成發展の過程の中にあつて、自然的にも、また、人工的にも變化しつつあるので、學問としても、之に従ふて修訂を加へなければならぬ。加之、私の之についての意見も、時の經過と共に、次第に變化しつつあつて、私自らとしても、嘗て公表したものをば修訂したいと思ふ節が少からず存するやうになつた。そこで私は偶々日本評論社よりの依頼があつたままに、私の財政學をば全體に亘りて改訂増補し、大改造を行ふことにしたのである。固より此大改造とても、聽ては又また更に其上の改造を要するに至るであらうとは豫期して居る。

昭和十年六月

著 者 し る す

目次

第一部 總論	一
--------	---

第一編 財政學一般	一
-----------	---

第一章 財政學の意義及分科	一
---------------	---

- (一) 財政學の意義 (A) 財政學の意義其もの (B) 財政學の意義と其名稱 (二) 財政學の分科 (A) 財政主體による分科 (B) 學問の職分による分科 (C) 財政の成分による分科

第二章 財政學の地位、研究方法、補助材料及附屬學科	一五
---------------------------	----

- (一) 財政學の地位 (二) 財政學の研究方法 (三) 財政學の補助材料 (A) 財政學と財政實際との關係 (B) 財政學の補助學科 (四) 財政學の附屬諸學科

第三章 財政學の發展及文獻	二
---------------	---

- (一) 財政學の發展 (二) 財政學の文獻

第二編 財政一般	二四
----------	----

第一章 財政の意義及種類	二四
--------------	----

- (一) 財政の意義 (A) 財政の本質 (B) 財政の主體 (C) 財政の目的 (D) 財政の方便 (E) 財政の成分
- (二) 財政の種類 (A) 成分による種類 (B) 主體による種類

第二章

財政の性質

二元

- (一) 財政と私經濟との通有性 (二) 財政と私經濟との特異性
- (D) 收入の方法 (E) 存續期間 (F) 原則 (い) 支出の原則 (ろ) 收入の原則 (1) 合意原則對強制原則 (2) 報償原則對能力原則 (は) 收支關係の原則 (1) 餘剩原則對收支均衡原則 (2) 量入制出原則對量出定入原則

第三章

財政の重要及他事項との關係

四五

- (一) 財政と他事項との關係 (A) 財政と文化との關係 (B) 財政と經濟との關係 (C) 財政と社會事情との關係 (D) 財政と政治狀態との關係 (E) 財政と憲法及行政組織との關係 (F) 財政と外部事情との關係 (二) 財政の重要

第四章

財政の負擔

五二

- (一) 財政負擔の比較 (二) 財政負擔の比較につき注意すべき諸事項 (A) 負擔の物體に屬する事項
- (い) 財政豫算に現はれたるもの (1) 其分量的事項 (a) 地方團體及聯邦に關するもの (b) 豫算制度に關するもの (c) 公債收入に關するもの (2) 其品質的事項 (a) 歳入に關するもの (b) 歳出に關するもの (ろ) 豫算に現はれざるもの (1) 豫算に現はれざるも經費となつて國民の負擔となるもの (2) 豫算にも現はれず經費ともならぬが國民の公共負擔として考へらるべきもの (B)

第五章 財政の發展……………三

- 負擔すべき主體に屬する事項 (イ)人口數 (ロ)國民所得額 (1)所得額大なる國民の負擔力累進の度合 (2)國民所得分配の狀態 (3)國民所得の根源の性質 (4)國民の公共心の強弱 (5)人民の所得使用狀態 (C)物體と主體との關係に屬する事項
- (一)支出の物體の變遷 (二)收入の方法の變遷 (三)收支の方便の變遷 (四)財政管理原則の變遷

第二部 經費……………六

第一章 經費の意義及種類……………六

- (一)經費の意義 (二)經費の種類 (A)經費の喚起さるる需要の種類によるもの (B)經費として支出さるる方便の種類によるもの (C)經費の支出さるる場處を標準とするもの (D)經費の支出さるる時期を標準とするもの (E)經費の物體たる國務の種類によるもの (F)經費の支出に於ける國家目的によるもの (G)經費の財務行政上の地位によるもの (H)經費の經濟上の效果によるもの (I)經費の額の變動と否とによるもの (J)經費支出の主體によるもの (K)繼續費

第二章 經費の原則……………七

- (一)經費原則一般 (二)財政原則又は箇別經濟の原則 (三)政治の原則 (四)國民經濟の原則

第三章 經費の發展……………七

- (一) 經費膨脹傾向 (二) 經費膨脹と國民の負擔

第四章 人件費物件費…………… 九

- (一) 人件費物件費一般 (二) 人件費 (A) 人件費一般 (B) 俸給 (一) 俸給の性質内容 (ろ) 俸給の高さ (C) 恩給 (い) 恩給の性質 (ろ) 恩給の條件及高さ (三) 物件費 (A) 物件費一般 (い) 自己生産と市場買入 (ろ) 買上原則 (B) 集中購品制度

第五章 施政費經理費…………… 九三

- (一) 施政費經理費一般 (二) 施政費經理費の大きさ (A) 經理費と國民負擔との關係 (B) 施政費の大きさ (C) 經理費の大きさ

第六章 經常費臨時費…………… 九六

- (一) 經常費臨時費一般 (二) 經常費臨時費の區別の困難及重要 (A) 此區別の困難 (B) 此區別の重要 (三) 經常費臨時費の大きさ

第七章 憲法上の經費行政上の經費…………… 一〇〇

- (一) 憲法上の經費行政上の經費一般 (二) 憲法上の經費 (A) 元首費 (B) 議院費 (C) 最高官衙費 (三) 行政上の經費 (A) 外務行政費 (B) 軍務行政費 (C) 司法行政費 (D) 内務行政費 (い) 警察行政費 (ろ) 保健行政費 (は) 社會行政費 (に) 教化行政費 (は) 經濟及交通行政費 (E) 財務行政費

第八章	其他の經費	二〇九
-----	-------	-----

- (一) 生産的經費不生産的經費
- (二) 内國費外國費
- (三) 貨幣費現物費
- (四) 國費地方費
- (五) 義務費
- 任意費
- (六) 永續費變動費繼續費

第九章	地方費	二二
-----	-----	----

- (一) 地方費一般
 - (A) 各地方費間の相對的地位
 - (B) 地方費と地方歳入との關係
 - (C) 人件費物件費
- (D) 教育費
 - (E) 任意費と義務費
 - (二) 地方特に都市社會政策
 - (A) 地方の社會政策上の任務
 - (B) 地方社會施設
 - (一) 一般的重要の任務
 - (1) 精神的福祉増進事務
 - (a) 保健問題
 - (b) 少年保護
 - (2) 經濟的福祉増進事務
 - (a) 學校特に小學校
 - (b) 民衆教育機關
 - (3) 經濟的福祉増進事務
 - (a) 勞働及職業問題
 - (イ) 勞働機會の供與
 - (ロ) 中等階級政策
 - (ハ) 勞働關係の規定
 - (b) 住居問題
 - (c) 特別困窮者救済問題
 - (イ) 金錢又は仕事の供與
 - (ロ) 資金の貸與
 - (ハ) 疾病の治療
 - (ニ) 死亡の跡始末
 - (d) 經濟困窮の豫防問題
 - (e) 法律救済問題
 - (ろ) 地方團體使用人の爲めの特別任務
 - (1) 名譽職員
 - (2) 職業吏員
 - (3) 勞働者
 - (4) 請負人の使用する勞働者
 - (C) 地方社會事務機關
 - (D) 社會政策と地方歳入

第三部	歳入	二五
-----	----	----

第一編	歳入一般	二五
-----	------	----

第一章	歳入の意義及種類	二五
-----	----------	----

- (一) 歳入の意義
- (二) 歳入の種類
 - (A) 經常歳入臨時歳入
 - (B) 公經濟的歳入私經濟的歳入
 - (C) 公經濟的歳入私經濟的歳入混性的歳入
 - (D) 公法的歳入私法的歳入
 - (E) 公權的歳入私權的歳入
 - (F) 所得的歳入非所得的歳入
 - (G) 獨立的歳入機會的(副)歳入
 - (H) 貨幣的歳入現物的歳入
 - (I) 內國の歳入外國的歳入
 - (J) 其他

第二章 歳入の原則……………一三

- (一) 歳入原則一般
- (二) 能力原則
- (三) 報償原則
 - (A) 狹義報償原則
 - (B) 營利原則

第三章 公經濟的歳入……………一三七

- (一) 公經濟的歳入一般
 - (A) 公經濟的歳入の意義
 - (B) 公經濟的歳入の重要
 - (二) 手數料
 - (A) 手數料
 - (B) 特別課徴又は受益者負擔
 - (C) 狹義手數料
 - (D) 其種類
 - (1) 使用料と最狹義手數料
 - (2) 行政手數料と司法手數料
 - (3) 國庫手數料
 - (4) 不動手數料と變動手數料
 - (5) 一般手數料と特別手數料
 - (6) 簡別手數料と合手手數料
 - (5) 其根據
 - (1) 決定標準
 - (2) 徵收の方法

第四章 私經濟的歳入……………一四六

- (一) 私經濟的歳入一般
 - (A) 其意義
 - (B) 其長短
 - (C) 其短所
 - (D) 其長所
 - (二) 官公有財産歳入
 - (A) 官公有財産歳入一般
 - (B) 官有農用土地
 - (C) 其存廢問題
 - (D) 廢止論
 - (E) 存置論
 - (F) 其範圍
 - (G) 林業
 - (H) 鑛業
- (三) 官公營業歳入
 - (A) 其範圍
 - (B) 商業
 - (C) 工業
 - (D) 交通業
 - (E) 銀行業

第五章	混性的歳入		一六
-----	-------	-------	----

第六章	地方歳入		一五
-----	------	-------	----

(一)	地方歳入一般	(二)	營利歳入	(A)	土地家屋山林歳入	(B)	營業歳入	(三)	課徴歳入	(四)	派生的歳入
-----	--------	-----	------	-----	----------	-----	------	-----	------	-----	-------

第二編	租 税		一七
-----	-----	-------	----

第一章	租税の重要、租税的なるもの、潜税		一四
-----	------------------	-------	----

(一)	租税の重要	(A)	其財政上に於ける重要	(B)	其經濟上に於ける重要	(い)	其私經濟上に於ける重要
(ろ)	其國民經濟上に於ける重要	(C)	其道義上に於ける重要	(二)	潜税	(A)	潜税の意義
(B)	潜税の種類	(い)	統治團體の税外收入の形にて現はるるもの	(1)	其一部が潜税たるもの	(a)	
	廣義手數料中にての至當なるものを超過する分	(イ)	登録手數料中のもの	(ロ)	郵便料中のもの		
(b)	官公業の料金中のもの	(イ)	自由制下の官業にて	(ロ)	獨占官公業	1.	財政獨占
占	(2) 其全部が潜税たるもの	(a)	寄附金	(b)	納付金	(c)	夫役現品
(e)	學區費	(f)	相續	(3)	税外收入の租税的效果	(a)	公債收入にして貨幣價值の低下を伴ふもの
(b)	貨幣の貶位平價切下不換紙幣濫發	(c)	強制公債の發行	(d)	任意公債につき	(ろ)	國又は地方團體の經費の代となるもの
	(1) 國又は地方が其當然の義務を果さざるにより生ずるもの	(2)	國				

- 又は地方の經費にて行ふべき仕事を他の者の行ふにより經費を不要とするもの (a) 國又は地方以外の公共團體又は之に準ずるものに於ける進税 (イ) 或地域の一般住民の爲めの公共團體又は之に準ずるものの負擔金 1. 町費、區費等 2. 部落協議費 (ロ) 或地域の特殊利害關係者の爲めの公共團體の負擔金 (b) 公益團體又は之に準ずるものの分擔金寄附金 (c) 各私人の爲す負擔
- (イ) 人件費又は機關構成費に關するもの (ロ) 物件費特に交通費に關するもの (ハ) 軍事費に關するもの (ニ) 社會費に關するもの (ホ) 徵稅費に關するもの (C) 潜稅の長短 (イ) 其長所 (1) 課稅技術及負擔關係上 (2) 財政收入上 (3) 經濟其他の政策上 (4) 公平負擔及社會政策上 (ろ) 其短所 (1) 稅本來の性質上 (2) 公平負擔上 (3) 社會政策上 (4) 道義上 (5) 經濟上、財政收入上

第二章 租稅の意義……………一八五

- (一) 租稅の意義 (A) 課稅權の主體 (B) 租稅主體又は納稅義務者 (C) 租稅の目的 (D) 租稅の實體 (E) 租稅の根據及標準 (F) 收納の方法 (G) 給付の態度 (二) 諸學者の擧げた其他の租稅特徵 (A) 租稅の補完的性質 (B) 無條件從屬 (C) 一方的決定 (D) 一般的標準 (E) 財產平等課徵 (F) 永續性 (三) 定義に關する諸學者の特異なる態度 (A) 直接稅のみを稅とするもの (B) 廣狹二義 (C) 目的による二種の稅區別 (D) 四觀點より説明 (E) 階級時代の稅を否定するもの (F) 國債を稅とするもの (四) 租稅の術語 (A) 稅源、稅本、課稅物件、課稅標準 (B) 課稅單位、稅率、稅步 (C) 納稅者、擔稅者、納稅義務者(租稅主體)、擔稅指定者 (D) 租稅臺帳、租稅名簿、稅表

第三章 租税の種類 三六

- (一) 國稅地方稅
 - (二) 直接稅間接稅
 - (三) 靜態稅動態稅
 - (四) 所得及財產稅財及給付稅
 - (五) 人稅財
 - 產稅收益稅交通稅消費稅
 - (六) 人稅物稅行為稅
 - (七) 人稅(主體稅)、物稅(物體稅)
 - (八) 一般稅特別稅(目的稅)
 - (九) 一般稅部分稅
 - (一〇) 內國稅關稅
 - (一) 經常稅臨時稅
 - (三) 配賦稅定率稅
 - (三) 比例稅累進稅
 - (四) 金納稅物納稅
 - (五) 特別稅附加稅
- 租税の主體及物體 三三

- 第四章
- (一) 租稅主體一般
 - (二) 租稅主體につき特に問題となる事項
 - (A) 國家
 - (イ) 國稅の義務者としての國家
 - (1) 否定の理由
 - (2) 肯定の理由
 - (2) 肯定論
 - (B) 地方團體
 - (イ) 國稅の義務者としての地方團體
 - (1) 肯定論
 - (2) 否定理由と其反駁
 - (ろ) 他地方團體の義務者としての地方團體
 - (ハ) 地方の自己課稅
 - (1) 否定理由と其反駁
 - (2) 肯定論
 - (三) 租稅の物體
- 租税の根據及性質 三三

- (一) 租稅の根據一般
- (二) 租稅の法律的根據
- (A) 其一般
- (B) 機械的國家說によるもの
- (C) 絕對國家說によるもの
- (D) 有機的國家說によるもの
- (E) 租稅根據と租稅配分原則
- (三) 租稅の經濟的根據
- (四) 租稅の道義的根據
- (A) 報恩觀
- (B) 犠牲觀
- (C) 自己保存說
- (D) 餘論
- (五) 租稅の性質
- (A) 本來の性質
- (B) 實際の貌
- (イ) 租稅制度其ものに固着し又は附帶したる不道義元素
- (ろ) 租稅に對する人民側の態度に存する不道義元素
- (C) 實際を理想に近づける方策
- (イ) 租稅制度其ものにて爲すべきもの
- (ろ) 租稅制度以外にて爲すべきもの

第六章 租税の原則……………二四八

- (一) 租税原則一般 (二) 公正配分原則 (A) 負擔平等の原則 (B) 負擔一般の原則 (い) 自然人
- (ろ) 法人 (は) 君主及其一族外國使臣 (三) 財政々策の原則 (A) 收入十分の原則 (B) 收入可動
- の原則 (四) 經濟政策的原則 (A) 消極的經濟政策原則 (い) 財産元本不可侵原則 (ろ) 生産交通
- 不妨害原則 (B) 積極的經濟政策原則 (五) 社會政策的原則 (六) 其他諸政策的原則 (A) 教化政
- 策の原則 (B) 保健政策的原則 (七) 合理行政原則 (A) 確實の原則 (B) 便宜の原則 (C) 最
- 少費の原則 (八) 租税原則に關する考察 (A) 理論上のか政策上のか (B) 定理可否か (C) 諸原
- 則の順位及取捨調整の方法

第七章 租税の配分……………二六七

- (一) 租税配分原則一般 (二) 公益適比原則 (三) 能力原則 (A) 能力原則の根據 (B) 能力原則の意
- 義 (C) 能力原則の適用 (い) 租税其ものに於ける事情 (1) 租税の品質 (2) 租税の量額 (3)
- 公平税不公平税 (ろ) 租税の物的基礎に於ける事情 (1) 所得財産の量額 (a) 同一人につき
- (b) 別異人につき (2) 所得財産の品質 (a) 資産所得と勤勞所得 (イ) 勤勞に存せずして財産に存
- する有利 1. 名譽信用地位勢力 2. 財産及其收益の生活保障 (ロ) 財産に存せずして勤勞に存する不利 1. 勤
- 増價の可能性 5. 勤勞所得をも舉ぐる可能性 (ハ) 財産に存せずして勤勞に存する不利 1. 勤
- 勞の苦痛 2. 休養營養必要 3. 特別蓄積の必要 (b) 營業所得 (c) 財産所得又は勤勞所得の
- 内部に於ける相違 (d) 不勞所得努力所得 (e) 一時的所得繼續的所得 (f) 不確實所得確實所得
- (は) 租税主體に於ける事情 (1) 最小生活資料 (a) 其説明一般 (b) 課否論爭 (イ) 免稅論

第八章

租税の累進

1. 能力原則よりするもの
 2. 社會政策よりするもの
 3. 行政の多費よりするもの
 4. 國家目的からするもの
 5. 國家職分からするもの
 6. 生存權よりするもの
 7. 生産費の一部とするもの
 8. 財産法上よりするもの
 9. 消費税との關係よりするもの
 10. 収益税等との關係よりするもの
 11. 租税行政と救貧行政との關係よりするもの
 - (ロ) 課税論
 1. 能力原則よりするもの
 2. 國民的自覺刺戟方便よりするもの
 3. 財政收入よりするもの
 4. 轉嫁可能性よりするもの
 5. 參政權に納税を伴はするもの
 6. 政治上の權利を奪ふべからずとするもの
 7. 富者過重となる恐ありとするもの
 8. 租税必要費説よりするもの
 9. 租税報償説よりするもの
 10. 財政收入不足の心配よりするもの
 11. 經濟上の影響よりするもの
 12. 租税體系上よりするもの
 13. 被税者と免税者との間の不公平よりするもの
 14. 決定困難よりするもの
 15. 各人の事情不考慮よりするもの
 - (2) 所得の使用法
 - (3) 生活地の物價事情
 - (4) 人的又は家内事情
- (一) 租税累進又は累進税の意義
- (二) 累進税の根據
- (A) 其主要根據
- (B) 其他の見解
- (イ) 皮相的の累進説
- (1) 直接税に於ける累進税を間接消費税の補償とするもの
- (2) 特殊税たる家賃税の課税標準の性質から之に累進を勧むるもの
- (ろ) 眞の累進説にして能力による説の補助となり又は之に代り得るもの
- (1) 社會政策的考察
- (2) 補償説
- (3) 國民感情論
- (4) 生産政策説
- (5) 其他の政策上のもの
- (三) 累進税の弱點
- (A) 一般に累進につき
- (イ) 強くして動かし難きもの
- (1) 不公平
- (a) 恣意不確實
- (b) 物價又は貨幣價值との關係より
- (1) 勤勉貯蓄制限、資本の外國流出
- (2) 大所得大財産に於ける逋脱助長
- (B) 人的綜合累進につき
- (い) 不公平
- (1) 一人の綜合所得の

内部の構成所得の異狀異質より生ずるもの

(a) 分量的不眞實より來るもの

(イ) 全く又は一部申告漏となるもの

告漏となるもの

(ロ) 他人名義を用ゐるもの

(ハ) 特殊規定を利用するもの

(ニ) 過大申告

所得計算方法の多樣

(b) 品質の相違より來るもの

(イ) 能力度の相違

(ロ) 貨幣價値の時間的變化場處の相違

化場處の相違

(2) 數人の其々の綜合所得の比較上に於ける不公平

(a) 前記一人の綜合所得の内部に於けるもの

部に於けるもの

(b) 其他

(イ) 異地に於ける貨幣價値の相違

(ロ) 異人による評價の差異

異人による所得中、

投資部割合の相違

(ろ) 行政上

(1) 捕捉難

(2) 徴稅費大

(ハ) 經濟上政治上社會上

上社會上

(四) 累進稅の採用

(A) 採用上の注意

(イ) 能力原則に基くこと

(ろ) 峻しき累進の弊

(は) 不轉嫁の假定

(に) 一般稅一體として適用

(B) 採用の方法

(イ) 各全額に一定歩合適用

(ろ) 各一定金額賦課

各一定金額賦課

(は) 超過累進

(に) 別異金額控除

(ハ) 累退

(と) 公式累進

第九章 租稅の重複

租稅の重複 三三

(一) 重複課稅の意義

(二) 重複課稅の種類

(A) 納稅義務者が別異人か否かによる別

(B) 別異の課稅權によるか否かによる別

稅權によるか否かによる別

(C) 許可すべきものか否かの別

(三) 國際重複課稅

(A) 國際課稅の

主義

(B) 國際課稅主義の批評

(イ) 雇人主義

(1) 其一般

(2) 政治從屬主義

(3) 居處主義

(4) 住處主義

(ろ) 屬物主義

(ハ) 人物併用主義

(1) 其一般

(2) 各主義の批評

(a) 直接稅財源

地消費稅居住地主義

(b) 收益稅財源地所得稅住處地主義

(c) 收益稅財源地所得財產稅折半課稅

主義

(d) 外來所得外往所得内地所得別課稅主義

(e) 財源國完全課稅住處國割引輕稅主義

(f) 住處地完全課稅外往所得財源地課稅主義

主義に政治從屬主義を加味するもの

(g) 特定のものの財源地、其他住處地主義

(h) 經濟從屬

主義に政治從屬主義を加味するもの

(C) 營業所得の國際課稅

(D) 數多住處者所得の國際課稅

(E) 相續稅の國際課稅

(F) 我國の國際重複課稅解消の爲めの規定

第十章 租税の回避及轉嫁……………三四

- (一) 租税の回避 (二) 租税の轉嫁
 - (A) 轉嫁一般 (B) 轉嫁の性質及原因 (C) 轉嫁の結果 (D) 轉嫁と公平負擔との關係
 - (E) 轉嫁餘論 (F) 地租の轉嫁 (G) 地租轉嫁の場合 (H) 實際不轉嫁の場合 (I) 自給經濟に於けるもの (J) 交通經濟に於けるもの (K) 地租轉嫁の場合 (L) 他人格者に轉嫁する場合 (M) 土地產物の消費者へ (N) 小作人借地人借家人へ (O) 一般貨物消費者へ (P) 一般特に奢侈營業者へ (Q) 勞働者へ (R) 非人格者へ移さるる場合 (S) 排轉の場合 (T) 事實上の排轉の場合 (U) 物上負擔の場合

第十一章 租税の法則……………三六四

- (一) 租税負擔遞増法則 (二) 租税能力遞増法則 (三) 租税收額遞増及遞減法則

第十二章 租税の限度……………三七七

- (一) 租税限度一般 (二) 數字的標準 (A) 漠然たる根據によりて示すもの (B) 確固たる根據に基くもの (C) 半分說 (D) 其說 (E) 其批評 (F) 其諸說 (G) 其批評 (H) 絕對減收點によるもの (I) 抽象的標準 (J) 標準其もの (K) 適用上の注意 (L) 財產元本不侵の注意 (M) 財產元本増加の注意 (N) 國富補充力の涵養 (O) 使途の改善 (P) 人民精神力の向上

第十三章 租税の賦課徴收……………三七五